

富山県在籍型出向支援補助金

富山県では、国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受け、在籍型出向により労働者の雇用を維持する出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金の一部を補助します。

※国の「産業雇用安定助成金」については厚生労働省ホームページ産業雇用安定助成金をご参照ください。
→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html



対象

国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた

①出向元事業主 及び ②出向先事業主

(①②は出向者に対して賃金を支給・補填した富山県内の雇用保険適用事業所)

補助率・上限額

出向運営経費(賃金)の 1/10

※出向者1人1日あたりの上限額は1,500円(出向元と出向先の合計額)

国の「産業雇用安定助成金」	「富山県在籍型出向支援補助金」
出向運営経費 × 9/10 (中小企業、解雇なしの場合) 上限額12,000円/人日(出向元・先の計)	出向運営経費 × 1/10 (上乗せ補助：上限額1,500円/人日)

※国の「産業雇用安定助成金」は、出向元事業主の解雇の有無等により助成率は異なります。
※県の補助率・上限額は国の助成率にかかわらず、同一です。

対象となる期間・経費

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに国から支給決定を受けた「産業雇用安定助成金」に係る出向運営経費(賃金)

※ただし、令和4年3月31日までの出向運営経費(賃金)は除きます。

申請期限

令和5年3月7日(火)まで

※原則、申請書は出向元事業主から一括してご提出ください。

お問い合わせ・申請先

富山県人材活躍推進センター(地域活性化雇用創造プロジェクト担当)

〒930-0805 富山県富山市湊入船町9番1号 とやま自遊館2F

TEL: 076-411-9169 FAX: 076-482-3421

申請書の様式や交付要綱等、詳細は右記ホームページに掲載しています。

→ <https://job-suishin.jp>

